

事務連絡
令和5年5月25日

各

都道府県
市町村
特別区

 母子保健主管部（局）御中

こども家庭庁成育局母子保健課

3歳児健診における視覚検査について
(情報提供)

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段の御配意を賜り、深く感謝申し上げます。

3歳児健診の視覚検査については、「3歳児健診の視覚検査に関する体制整備について」（令和4年2月28日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡）において、関係団体等と連携の上、地域の実情に応じた視覚検査の体制を整備いただくよう、御協力をお願いしているところです。

今般、令和4年度子ども・子育て支援推進研究事業「3歳児健康診査における視覚検査の実施体制に関する実態調査研究」（事業実施者：株式会社キャンサーズキャン）において、市区町村及び都道府県向けの

- ・3歳児健診における視覚検査の円滑な実施と精度管理のための手引書
- ・様式例
- ・事例集
- ・要精密検査のこどもの保護者向け情報提供リーフレット

等を作成し、「健やか親子21 妊娠・出産・子育て期の健康に関する情報サイト」<https://sukoyaka21.cfa.go.jp/useful-tools/thema4/>に掲載しました。

今回作成された手引書、事例集及びリーフレットを貴管下関係機関等に周知いただくとともに、他の都道府県・市町村の取組や様式例も参照いただき、都道府県と市町村の連携、受検状況等の把握・集計、精度管理、医療機関等の関係機関との連携等について、より一層の推進に努めていただくようお願いいたします。

また、市町村の屈折検査機器等の整備や、都道府県の管内市町村の健診等の精度管理などの支援を行うことができるよう、国庫補助（母子保健対策強化事業）を行っておりますので、積極的にご活用ください。

令和4年12月に母子保健法施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省

令第172号)を改正し(令和5年4月1日施行)、母子健康手帳の様式の見直しにより、新たに、3歳児健康診査における屈折検査の実施について記録できる欄を設けたところです。

照会先 こども家庭庁 成育局 母子保健課 Tel : 03-6862-0506
